

平成22年度のリユース促進事業の概要

資料5-2

リユースの意義

循環型社会形成推進基本法に定める基本原則では、リユースはリサイクルより上位
リユースの推進 → 製品の使用期間の長期化・廃棄物の発生抑制
→ 製品製造時、廃棄(リサイクル)時の資源消費・環境負荷を回避

・・・しかし、リサイクルに比べてリユースの流れはごくわずか(1~2%)

事業の概要

概況調査

<リユース市場の規模> <リユース可能な物品の現在の流れ>
<リユースによる定量的な環境保全効果> <リユースに関する国民の意識>
<リユース促進に向けた課題> ……等を調査

具体的な促進事業

廃棄→リユース

市町村収集ごみリユース可能性調査

粗大ごみに含まれるリユース可能な使用済製品(例:家具、自転車等)の実態把握や、市町村と事業者がタイアップしたモデル事業等を実施。

リユース業者の環境意識高度化事業

市町村や消費者が安心して取引できる高度な環境意識を持つ業者を増やすため、環境上適切なリユース/リサイクルの仕分け基準、物の流れの透明化策等を検討。

リサイクルされていたものをリユース

家電リユースGLのフォローアップ

「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン」(20年9月)について、家電小売業界における実施状況等を調査。

容器包装のリユース手法検討

容り法の対象外の業務用容器包装も含めた飲料容器のリユースと乗り組みについて、環境面と経済性の両面から調査を行うとともに今後の課題等を整理。

普及啓発

レジ袋に続く国民運動のアイテム・・・(マイボトル等)

予算

上記を行うため、平成22年度政府予算案に「使用済み製品等の総合的なリユース促進事業費」として53百万円を盛り込んだところ。